　0501-02



一般社団法人日本原子力学会

ポジション・ステートメントワーキンググループ規約

平成29年5月11日　第3回広報情報委員会承認

（目的・設置）

第１条　本規約は，広報情報委員会規程（0501）第４条に基づき設置されるポジションステートメントワーキンググループ（以下，「WG」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　WGは，第１条の目的を達成するために，次の各号に掲げる事項に関する協議・事業をおこなうことを任務とする。

（１）ポジション・ステートメントの企画，運営に関する事項

（２）ポジション・ステートメントの周知に関する事項

（３）その他目的を達成するために必要な事業

２ WGは，WGでの審議経過，結果を広報情報委員会，企画委員会に報告する。

（組織）

第３条　WGは，主査，および委員をもって組織する。

２　WGは必要に応じて委員複数名で構成するタスクチームを設置することができる。タスクチームには主査の指名によりリーダーを置きその活動を総括させる。

（主査）

第４条　主査は，広報情報委員長が任命する。

２　主査は必要に応じて委員会を招集し，活動を総括する。

（幹事）

第５条 幹事は，委員の中から主査が選任する。

２　幹事は主査と協力してWGの円滑な運営に努める。

（委員）

第６条 委員は，ポジション・ステートメント作成に関連する委員会，部会の推薦をふまえ，広報情報委員長が必要と認めたものとする。

（任期）

第７条　委員の任期は原則として2年とする。ただし，再任は妨げない。なお、任期途中に交代した委員の任期は前任者の残任期とする。

（内容）

第８条　ポジション・ステートメントは，社会に対し，学会として直接的に情報を発信するものとする。

（ポジション・ステートメント作成過程）

第９条　別途定める作成要領に沿っておこなう。

２　作成要領はWGで案を策定し，広報情報委員会の承認を得る

３　ポジション・ステートメントの検討において，WG主査は必要に応じて委員以外の原案作成者等を招聘し，議論に参加させることができる。なお，第３条２項で定義したタスクチームにおいても同様な取り扱いをおこなうことができるものとする。

（改定）

第10条　本規約の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

（その他）

第11条　本規約に定めるもののほか，WGの運営に関し必要な事項は，WGの定めるところによる。

附則

１　平成21年5月26日　第3回広報情報委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成22年10月1日　第512回理事会承認
2. 平成24年9月14日　第11回理事会承認
3. 平成26年5月26日　第2回広報情報委員会起案，平成26年5月28日　第7回理事会承認
4. 平成26年8月26日　第1回広報情報委員会起案，平成26年9月26日　第3回理事会承認
5. 平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告
6. 平成29年5月11日　第3回広報情報委員会承認，平成29年5月25日　第9回理事会報告

附則

１　平成26年5月28日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

２　平成26年9月26日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

３　平成28年4月27日承認の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。

４　平成29年5月11日承認の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。